

報道関係者各位

2016年3月6日

株式会社光潤社

代表取締役社長 重光宏之

株式会社ロッテホールディングスの臨時株主総会の結果
及び定時株主総会への株主提案提出のお知らせ

ロッテグループにおける一連の経営上の問題において、お客様、お取引先、社員とご家族及びロッテグループを支えて下さっている皆様にご心配をおかけしています事を深くお詫び申し上げます。

株式会社光潤社（以下、当社）が2016年2月16日に行った臨時株主総会招集請求に基づき、本日、株式会社ロッテホールディングス（以下、ロッテHD社）の臨時株主総会（以下、本臨時株主総会）が開催されましたが、「ロッテグループ従業員持株会」（以下、従業員持株会）の理事会が当社の提案した議案に賛同しなかったため、本臨時株主総会において当社が提案した議案は否決されました。

当社は、本臨時株主総会の開催に先立ち、従業員持株会の理事長その他の理事会構成員（以下、理事長・理事ら）及び従業員持株会の会員（以下、会員）の皆様に対し、当社及び重光宏之が提案する経営方針及び「ベネフィット・プログラム」を正しくご理解いただき、臨時株主総会において、理事長・理事らが会員の利益に適った適正かつ公正な議決権行使を行っていただけるよう、経営方針説明会（以下、本説明会）を実施することとし、本説明会への参加を呼びかけておりましたが、理事長・理事らは本説明会に一人も参加されず、代理人弁護士を来場させたのみでした。

当社は、代理人弁護士の参加により法技術的な点に議論が集中し、会員の皆様からの様々なご質問や忌憚のないご意見を頂戴するという本説明会の本来の目的を達成できないことを危惧したため、代理人弁護士に対して別途説明の場を設ける旨を伝えたと、その翌日に、代理人弁護士から、そうした説明の場を設ける必要はないとの連絡を受けました。

また、従業員持株会の理事長は本臨時株主総会にも出席しなかったため、当社は、本臨時株主総会の場においても従業員持株会の理事長に当社の提案を説明する機会が得られませんでした。

こうした経緯から、理事長・理事らは善管注意義務を負う会員の利益のために当社及び重光宏之の提案内容についての十分な精査・検討を行ったとは言えず、当社といたしましては、本臨時株主総会における従業員持株会による議決権行使は会員の皆様の意思と利益が適切に反映されたものではないと受け止めております。

また、このような理事長・理事らの不自然な対応は、本説明会参加に関するロッテHD社の現経営陣による不当な圧力の存在を推察させるものです。「ロッテの経営正常化を求める会」のウェブサイトには、会員が本説明会に参加を検討するにあたり、ロッテHD社の現経営陣による不

当な指示又は干渉などがあつたとの情報も寄せられております。本説明会の開催にあたって、当社は、ロッテ HD 社の現経営陣に対し、理事長・理事らを含む会員の参加につき、不当な圧力をかけることのないよう要請をしまいましたが、このような事態となり、誠に遺憾という他ありません。

当社は、改めて、2016 年 6 月に開催されるロッテ HD 社の定時株主総会（以下、本定時株主総会）に経営刷新のための株主提案（以下、本株主提案）を行うとともに、本定時株主総会に向けて、会社から独立した会員の自由な意思に基づく公正な議決権行使により、会員の皆様の利益が適切に実現されるよう、理事長・理事ら及びロッテ HD 社の現経営陣に対し、引き続き、適切な対応を要請していく所存です。

そして、かかる方針に基づき、本日、下記【本株主提案の概要】のとおり、本株主提案をロッテ HD 社に対して提出しましたので、ご報告いたします。

ロッテグループ社員及び関係者の皆様におかれましては、会員の利益が適正かつ公正に実現されることとなりますよう、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

記

【本株主提案の概要】

1. 本株主提案の趣旨

ロッテグループの発展の礎を蔑ろにする現経営陣を解任し、ロッテグループの企業価値の持続的向上に資する新たな経営陣等の選任を求めるものです。

2. 本株主提案の内容

- (1)： 取締役 2 名（重光宏之及び磯部哲）選任の件
- (2)： 取締役重光昭夫、佃孝之、河合克美、小林正元、荒川直之、牛腸栄一、佐々木知子解任の件
- (3)： 監査役 1 名（本村健）選任の件
- (4)： 監査役今村修解任の件

以上